

「すこやか大阪 21」 鶴見区推進委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、「すこやか大阪 21」 鶴見区推進委員会（以下「委員会」という）とする。

(目的)

第2条 本委員会は、「すこやか大阪 21」 計画の「すべての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」という基本理念のもと、よりよい生活習慣に取り組む意識を醸成し、区民全体の健康づくりに取り組むことを目的とする。

(事業等)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 区民の健康づくりに関する事業の実施
- (2) 健康づくり事業に関する、他団体との連絡調整及び健康づくりに関する事業の共同実施
- (3) その他、本委員会の目的達成に必要なこと

(組織)

第4条 本委員会は、医師会 ・ 歯科医師会 ・ 薬剤師会 ・ 食生活改善推進員協議会 ・ 健康づくり推進協議会 ・ 地域活動協議会 ・ 地域女性団体協議会などの代表者で組織する。

第5条 本委員会には、次の役員をおく。

委員長 1 名
副委員長 若干名

第6条 本委員会の事務局は、保健福祉センターに設置する。

(委員及び役員の選出)

第7条 役員については、推進委員の互選とする。

第8条 委員長は、本委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 本委員会は、委員長が必要に応じてそのつど委員を招集し開催する。

2 本委員会は、会の業務運営上の必要な事項を審議する。

(他の団体との連携)

第11条 本委員会は、事業の運営上必要と認めたときは、他の団体に協力要請を行い、連携して事業運営にあたることとする。

また、他の団体より協力要請があったときは、本委員会での審議のうえ、協力の可否を決定する。

附則 この規約は、平成21年7月28日から施行する。

附則 この規約は、平成22年7月20日から施行する。

附則 この規約は、平成26年6月1日から施行する。